

# 九州大学工学部同窓会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、九州大学工学部同窓会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の親睦を図ると共に、九州大学工学部(以下「工学部」という。)の事業を支援し、その発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務を処理するために、事務局を福岡市西区元岡744番地九州大学工学部内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 名簿の発行
- (2) その他評議員会が前条の目的を達成するために必要と認めた事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次に掲げる者を会員とする。

- (1) 工学部の現教員及び旧教員(旧教官)
- (2) 工学部の在学生及び卒業生
- (3) 工学部の在学学生及び修了生
- (4) 本会が推薦する者

(会員の権利)

第6条 会員は、第4条に規定する諸事業の対象者としての権利を有し、それに参画することができる。

(会員の義務)

第7条 会員は、第2条の趣旨を尊重し、本会の事業に協力するものとする。

2 会員は、住所、職業、氏名及び勤務先などの変更があった場合、遅滞なくその旨を事務局に届け出るものとする。

(会費)

第8条 会員は、入会の際に別に定める会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、原則として返還しない。ただし、入学辞退による会費の返還については、所定の期日までに九州大学に入学辞退の申し出があり、認められた場合に限り返還する。

3 会費が未納である会員は、第6条に定めた会員の権利の一部に制限を受けることがある。

(除名)

第9条 会員に本会の名誉を汚す行為があったときは、評議員会の議決を経て、除名することがある。

## 第3章 役員

(役員)

第10条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 評議員 100名以内
- (4) 幹事 若干名

(役員を選出)

第11条 会長は、九州大学工学部長とする。

- 2 副会長は、次項の評議員の中から選出し、任期は2年とする。
- 3 評議員の選出母体は次に掲げる15グループとし、各グループから教員・学部在學生・大学院生各1名及び卒業生2名以内の評議員を選出する。
  - (1) 建築学科
  - (2) 電気情報工学1(電気)
  - (3) 電気情報工学2(電子)
  - (4) 電気情報工学3(情報)
  - (5) 機械工学1
  - (6) 機械工学2
  - (7) 航空宇宙工学
  - (8) 化学工学
  - (9) 応用化学
  - (10) 材料工学
  - (11) 土木工学
  - (12) 地球資源システム工学
  - (13) 船舶海洋工学
  - (14) 量子物理学工学
  - (15) 融合基礎工学
- 4 教員及び卒業生評議員の任期は2年とし、他の評議員の任期は1年とする。
- 5 評議員は、会長が委嘱する。
- 6 幹事は、教員評議員の中から選出し、任期は2年とする。
- 7 役員に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるいは欠けた時、その職務を代行する。
- 3 幹事として、総務企画幹事、会計幹事、編集幹事を置く。

## 第4章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、評議員会及び幹事会とする。

(総会)

- 第14条 会長又は評議員会が必要と認めるときは、総会を開くことができる。
- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
  - 3 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。

(評議員会)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに収支予算及び決算
  - (2) 会則の制定改廃
  - (3) その他、本会の運営に関する重要事項
- 2 評議員会は、会長が招集し、その議長となる。
  - 3 評議員会は、評議員の過半数の出席で成立する。
  - 4 評議員会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 会長が認めるときは、略式評議員会をもって評議員会に代えることができる。
  - 6 略式評議員会は、教員評議員をもって組織し、その3/4以上の出席で成立する。
  - 7 略式評議員会の議事は、出席者の2/3以上で議決する。

(幹事会)

第16条 会長は、必要に応じ幹事会を招集することができる。なお、会長が必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(委員会)

第17条 会長は、必要に応じ委員会を置くことができる。委員は、会員のうちからこれを委嘱する。

## 第5章 会計

第18条 本会の経費は、会費、寄附金その他の諸収入による。

- 2 重要な財産を処分又は予算外に支出する場合は、評議員会の議決を必要とする。
- 3 会長が指名する評議員は、少なくとも年1回の会計監査を行う。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 5 会計幹事は、前項の会計年度に係る決算終了後、会計監査を経て、評議員会で決算報告をする。

## 第6章 支部

第19条 本会には支部を置くことができる。

- 2 会員が支部を設置するときは、代表者を定め支部規定及び会員名簿を整え、会長に報告するものとする。支部は、本会と連絡を密にし、相互の状況を支部会員に周知しなければならない。

## 第7章 会則

第20条 本会則を改正するには、評議員会において出席者の過半数の賛同を得なければならない。

- 2 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、昭和46年10月23日から改正し、昭和46年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年3月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年9月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。ただし、第4条の学府在学の学生については、平成12年度以降の入学生から適用する。

附 則

この会則は、平成15年4月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年12月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成19年4月23日)

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月28日)

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月28日)

この会則は、平成21年4月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この会則の施行の前日において、現に改正前の九州大学工学部同窓会会則の規定に基づき会員であった「工学研究科の修了生」及び「人間環境学研究科並びに人間環境学府都市共生デザイン専攻・空間システム専攻に平成21年3月31日までに入学した者」は、従前のおり本会の会員とする。

附 則

この会則は、令和3年5月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

# 九州大学工学部同窓会細則

## (目的)

第1条 この細則は、九州大学工学部同窓会会則(以下、「会則」という。)第20条第2項の規定に基づき、同窓会の事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員)

第2条 会則第5条第1号の教員(旧教官)とは、教授、准教授、講師を指す。

2 会則第5条第4号の推薦の範囲は、非常勤講師、旧制大学院出身者及び本会と関係の深い者とし、その推薦は評議員会において行う。

## (会費)

第3条 会則第8条第1項の会費は5,000円(終身)とする。

## (役員を選任)

第4条 会則第11条第3項の評議員の選出は3月中に行い、その任期は4月より始まる。

2 会則第11条第6項の幹事は、4月中に評議員で決定されるため、後任幹事が決まるまでは前任幹事がその任にあたる。

## (幹事の職務)

第5条 会則第12条第3項の幹事の職務は次のとおりとする。

- (1) 総務企画幹事は、本会の事業に関する企画・立案、全体のとりまとめを行う。
- (2) 会計幹事は、本会の予算及び決算、その他経理に関する職務を行う。
- (3) 編集幹事は、各学科の協力を得て、名簿の編集及び発行に関する職務を行う。

## (予算)

第6条 会計年度内の収入及び支出は、当該年度の予算書によって執行する。

- 2 予算は原則4月中に評議員会を開いて決議する。
- 3 会長は、緊急を要する場合、評議員会を招集して追加予算を附議することができる。

## (細則)

第7条 本細則は、評議員会の承認を経て改正することができる。

## 附 則

この細則は、昭和46年10月1日から実施する。

## 附 則

昭和10年6月改正、昭和14年3月改正、昭和21年6月変更、昭和23年4月改正、昭和27年6月改正、昭和30年2月変更、昭和33年12月改正、昭和39年7月改正、昭和46年9月11日改正、昭和46年10月23日改正、昭和47年6月10日改正、昭和53年2月改正、昭和56年5月改正、昭和57年5月改正、平成11年2月22日改正、平成11年4月23日改正、平成12年3月10日改正

## 附 則

この細則は、平成15年12月19日から適用し、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成16年4月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年10月18日)

この細則は、平成17年10月18日から施行する。

附 則(平成19年4月23日)

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この細則の施行日前の助教授の職種は、改正後の細則の准教授の職種とみなす。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。